

別記2

地域活動支援センターにおける地震・風水害等の 非常災害時の対応等に関する指針

平成 30 年 10 月 22 日制定

令和 3 年 10 月 1 日改訂

令和 8 年 10 月 1 日改訂

1 非常災害対策等について

- (1) センター所在地及びその周辺地域の災害リスク情報をハザードマップ等で確認しておくこと。センター所在地が洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域にある場合は、水防法等に基づき避難確保計画を作成し、堺市に報告すること（避難確保計画の作成手続きについては、堺市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」参照）。
- (2) センター所在地周辺の避難場所をハザードマップ等で確認し、非常災害時の避難場所を利用者に周知すること。
- (3) 「おおさか防災情報メール」等に登録し、避難情報を含む災害情報の把握に努めること。
- (4) 非常災害に関する具体的計画に基づき、定期的な避難、救出訓練等を行うこと。

2 臨時休業について

- (1) 堺市内にレベル 5 特別警報・特別警報・暴風警報が発表された場合
 - ① 開所の 2 時間前時点で警報が発表されている場合、臨時休業とする。
 - ② 開所時間中に警報が発表された場合、臨時休業とし、利用者が安全に帰宅できる状況になるか、家族等に引き渡せるまでは、安全な場所で待機させること。避難場所への避難については、各センターが実情に即して判断を行う。
 - ③ 前日または開所前に明らかに警報の発表が予想される場合、堺市と協議のうえ、臨時休業とすることができる。ただし、急な来所や電話に対応できるようにすること。
- (2) 避難情報（**高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保**）が発表された場合
2-（1）に準ずる。

気象情報は気象台、避難情報は自治体が発表するため、レベル 5 特別警報・特別警報・暴風警報が発表されていなくても避難情報が発表される場合がある。
--

- (3) その他災害等の発生によりセンターが利用者の安全確保が困難と判断する場合
臨時休業とすることができる。ただし、急な来所や電話に対応できるようにすること。すでにセンターを利用する者がいる場合においては、安全に帰宅できる状況にな

るか、家族等に引き渡せるまでは、安全な場所で待機させること。避難場所への避難については、各センターが実情に即して判断を行う。

(4) 震度6弱以上の地震が発生した場合

- ① 開所時間前に地震が発生した場合、臨時休業とする。
- ② 開所時間中に地震が発生した場合、臨時休業とし、利用者が安全に帰宅できる状況になるか、家族等に引き渡せるまでは、安全な場所で待機させること。避難場所への避難については、各センターが実情に即して判断を行う。
- ③ 津波避難対象地域に所在するセンターにおいては、津波警報・大津波警報が発表された場合、直ちに安全な場所へ避難すること。なお、当該センターは津波に対する非常災害対策計画又は避難確保計画を定めることが望ましい。
- ④ 津波注意地域に所在するセンターにおいては、大津波警報が発表された場合、直ちに避難できるよう準備し、情報収集に努めること。また、想定を上回る津波が発生した場合には直ちに避難すること。
- ⑤ 震度5強以下の地震の発生にあつては、建物等の安全が確認できない、交通手段の途絶等により職員の体制が整わない等の理由により事業の実施が困難な場合は、堺市と協議のうえ、臨時休業とすることができる。

(5) (1)～(4)について、利用者に十分な周知を行うこと。

3 市への連絡・報告について

地震や風水害等の災害により物的・人的被害を覚知した場合は、速やかに障害施策推進課に報告すること。報告対象となる被害は、人的被害（軽傷を含む）及び物的被害（施設・設備の損傷や業務運営に重大な支障をきたす事象等）で、各センターの判断によるものとする。